

市としての要件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>市としての要件に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和29年3月10日 条例第7号</p> <p>市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第8条第1項第1号から第3号まで_____に定めるもののほか、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) ~ (9) 省略</p>	<p>市としての要件に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和29年3月10日 条例第7号</p> <p>市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第8条第1項第1号から第3号まで及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の2に定めるもののほか、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) ~ (9) 省略</p>